

令和 3 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る 調査（令和 5 年度調査）の進め方について

令和 3 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和 5 年度調査）については、令和 6 年度介護報酬改定の議論に資するデータを収集する観点から、以下の日程により必要な調査を行い、調査結果の速報値による分析を実施してはどうか。

また、前回の改定前年度（令和 2 年度調査）の取扱いと同様、調査票は調査検討組織で議論後、介護給付費分科会委員の意見を確認し、各調査の委員長に一任した上で決定するなど、調査スケジュールの前倒しや簡素化を図ることで、調査の収集・分析等の時間を確保し、9 月を目途に速報値の集計を目指すこととしてはどうか。

【スケジュール案】

令和 5 年

1 月 16 日

- 社会保障審議会介護給付費分科会
 - ・ 厚生労働省から報告された調査項目・内容等を議論、決定（予定）
(事前に改定検証・研究委員会委員及び委員長確認済みの内容)

2～3 月頃

- 厚生労働省において、仕様書を作成し各種調達手続きを開始。受託機関を決定。

4～6 月頃

- 受託機関の決定後、受託機関と厚生労働省において、調査票（案）を作成。
- 調査検討組織*において、調査票（案）を検討・決定（決定前に介護給付費分科会委員の意見を確認）

*調査検討組織：各調査に設置される調査を検討・分析・検証する組織。介護報酬改定検証・研究委員会委員から委員長を選出し、その他、外部有識者、受託機関（委員会の事務局）により構成される。

7～8 月頃

- 調査実施
- 集計・分析・検証

9～10 月頃

- 介護報酬改定検証・研究委員会及び社会保障審議会介護給付費分科会
 - ・ 速報値を報告

10月～12月頃

- 分析・検証

令和6年

1月～2月頃

- 分析・検証

2月頃

- 介護報酬改定検証・研究委員会

- ・ 調査結果に対する評価を実施

3月頃

- 社会保障審議会介護給付費分科会

- ・ 介護報酬改定検証・研究委員会から報告された調査結果等を議論、決定（予定）